

さあっ、進もう!

(1) ハラスメントのないあかるい社会へ

「全ての社員が家に帰れば自慢の娘であり、息子であり、尊敬されるべきお父さんであり、お母さんだ。そんな人たちを職場のハラスメントなんかでうつに至らしめたり苦しめたりしていいわけがないだろう。」

これは、平成24年に取りまとめられた『職場のいじめ・嫌がらせ問題に関する円卓会議ワーキンググループ報告』で紹介されたものです。もう10年以上前の、ハラスメント問題に取り組む企業の人事担当役員のメッセージですが、企業のトップがこのような意識を持つことの大切さに改めて気付かされます。

職場におけるハラスメントは、働く人が能力を十分に発揮することの妨げになるのはもちろん、個人の尊厳や人格を不当に傷つけるなど、人権に関わる許されない行為です。

厚生労働省では、12月を「職場のハラスメント撲滅月間」と定め、ハラスメントのない職場づくりを推進するため、集中的な広報・啓発活動を実施します。各職場においても、職場環境を見つめなおす機会にしていただければと思います。



(2) 「年収の壁・支援強化パッケージ」

人手不足への対応が急務となる中で、パート・アルバイト等の短時間労働者が「年収の壁」を意識せず働くことができる環境づくりを支援するため、厚生労働省では、キャリアアップ助成金のコース新設など、以下の支援強化パッケージに取り組みます。

パート・アルバイトで働く方の「年収の壁」に対する意識

年収106万円以上となることで、厚生年金・健康保険に加入するため、保険料負担を避け、就業調整してしまう。

年収130万円以上となることで、国民年金・国民健康保険に加入するため、保険料負担を避け、就業調整してしまう。

「106万円の壁」対応

パート・アルバイトで働く方の、厚生年金や健康保険の加入に併せて、**手取り収入を減らさない取組**を実施する企業に対し、**労働者1人当たり最大50万円の支援をします。**

(※) ・社会保険適用促進手当を支給(社会保険料の算定対象外)
・賃上げによる基本給の増額
・所定労働時間の延長

「130万円の壁」対応

パート・アルバイトで働く方が、繁忙期に労働時間を延ばすなどにより、**収入が一時的に上がったとしても、事業主がその旨を証明**することで、**引き続き被扶養者認定が可能となる仕組みを作ります。**

▶ この他に「配偶者手当への対応」もあり、各対応の詳細は裏面をご覧ください。

年収の壁突破・総合相談窓口
0120-030-045 受付時間 平日 8:30~18:15 (土日・祝日・年末年始(12/29~1/3)はご利用いただけません。)

年収の壁に関する厚生労働省HP

「106万円の壁」への対応

◆企業への支援【キャリアアップ助成金「社会保険適用時処遇改善コース」】
労働者本人負担分の保険料相当額の手当支給や賃上げなどにより、壁を意識せず働ける環境づくりを行う企業を後押しするコースの新設。

(1) 手当等支給メニュー

要件	1人当たり助成額
① 賃金の15%以上を追加支給(社会保険適用促進手当)	1年目 20万円
② 賃金の15%以上を追加支給(社会保険適用促進手当) 3年目以降、③の取組	2年目 20万円
③ 賃金の18%以上を増額	3年目 10万円

(2) 労働時間延長メニュー

要件	1人当たり助成額
所定労働時間の延長 4時間以上	30万円
3時間以上 4時間未満	
2時間以上 3時間未満	
1時間以上 2時間未満	15%以上

※ 助成額は中小企業の場合、大企業の場合は3/4の額。
※ 1年目に(1)の取組による助成(20万円)を受けた後、2年目に(2)の取組による助成(30万円)を受けることが可能。

◆社会保険適用促進手当
事業主が被用者保険適用に伴い手取り収入を減らさないよう手当を支給した場合は、本人負担分の保険料相当額を上限として社会保険料の算定対象としません。

<適用イメージ> 時給が上がり(年収104万→106万円)厚生年金・健康保険に加入した場合

加入前	加入後
時給1,000円	時給1,020円
手取り 約104万円	手取り 約90万円
	保険料 約16万円
	保険料相当額の手当を支給
	手当 約16万円
	手取り収入を減らさない取組をした企業に助成
	手取り 約106万円

(※) 保険料は、厚生年金・健康保険(協会けんぽ)等の保険料率で計算した場合の労働者本人の負担額。なお、手取り収入は税金については考慮していない。

「130万円の壁」への対応

◆事業主の証明による被扶養者認定の円滑化
(例) 毎月10万円で働くパートの方が残業により一時的に収入増になった場合

R4.10 年収120万円見込 → R4.12 繁忙期に労働時間を延長し残業が発生 → R5.10 年収140万円

扶養確認 → 証明(事業主) → 扶養確認

130万円以上でも事業主の証明により引き続き認定

配偶者手当への対応

企業の配偶者手当の見直しが進むよう、見直しの手順をフローチャートで示す等わかりやすい資料を作成・公表しました。

(3) 年末年始無災害運動実施中！

成田労働基準監督署管内の令和5年の労働災害は、10月末現在で死亡災害は3件、休業4日以上之死傷災害は450件（新型コロナ関連を除く）で、昨年同期（死亡4件、死傷412件）との比較で、死傷災害は38件増加しました。事故の型別で見ますと、転倒99件、動作の反動・無理な動作（腰痛を含む）93件、墜落・転落65件、はさまれ・巻き込まれ58件が上位を占めています。

このうち、「はさまれ・巻き込まれ」については、昨年1年間の53件をすでに超えています。この類型の災害の多くは機械設備の**清掃・点検・調整等の際、機械の運転を停止していないこと**（労働安全衛生規則107条違反）が原因となっています。

労働者が安全に働くことができる職場環境を築くため、引き続き14次防の施策を着実に推進いただくとともに、大前提のこととして、法令で定められた措置の遵守・徹底をお願いいたします。

まもなく新年を迎えようとしています。が、12月1日から翌年1月15日まで年末年始無災害運動が展開されます。今回の運動標語は、「健康と安全で 幸せつなく 年末年始」ですが、年末年始の慌ただしい中、非定常作業時の災害防止等、確実にやっていただくようお願いいたします。

千葉労働局 14次防



令和5年 業種別労働災害発生状況

成田労働基準監督署

業種	区分	令和2年 1～12月	令和3年 1～12月	令和4年 1～12月	令和4年 10月末現在	令和5年 10月末現在	対同期 増減	増減率 (%)
製 造 業	食料品製造業	42	54	60	44	46	2	5%
	繊維・繊維製品製造業	1	1			1	1	
	木材・家具製品製造業		3	1				
	紙等製造・印刷製本業		2	4	3		-3	-100%
	化学工業	14	9	8 (1)	7 (1)	4	-3	-43%
	窯業・土石製品製造業	1	4	10	10	2 (1)	-8	-80%
	鉄鋼・非鉄金属製品製造業	3	2					
	金属製品製造業	16	9	8	6	13	7	117%
	一般機械器具製造業	3	5	1		1	1	
	電気機械器具製造業	3		4	3	1	-2	-67%
	輸送用機械器具製造業			2	2	3	1	50%
	電気・ガス・水道業	1		2	1		-1	-100%
	その他の製造業	13	6	6	3	6	3	100%
	小計	97	95	106 (1)	79 (1)	77 (1)	-2	-3%
建 設 業	土木工事業	17	22 (1)	15 (1)	11 (1)	16 (2)	5	45%
	建築工事業	32	22	20 (1)	13 (1)	11	-2	-15%
	【木造建築工事業】	9	3	2	1	1		
	その他の建設業	7	16	11	6	6		
小計	56	60 (1)	46 (2)	30 (2)	33 (2)	3	10%	
運 輸 業	運輸交通業	77	65 (1)	103	72	91	19	26%
	【航空運輸業】	12	8	24	14	26	12	86%
	【道路貨物運送業】	51	54 (1)	73	52	58	6	12%
	陸上貨物取扱業	45	44	57	33	43	10	30%
小計	122	109 (1)	160	105	134	29	28%	
林業・漁業・農業・畜産業	17	11	18 (1)	14 (1)	13	-1	-7%	
そ の 他 の 事 業	小売業	51	55	77	45	43	-2	-4%
	ビルメンテナンス業	11	8	11	7	11	4	57%
	旅館業・ホテル業	3	4	4	2	7	5	250%
	ゴルフ場の事業	15	23	29	22	12	-10	-45%
	社会福祉施設	43	49	135	91	42	-49	-54%
	上記以外の事業	141	152	449	308	165	-143	-46%
小計	264	291	705	475	280	-195	-41%	
合計	557	566 (2)	1,038 (4)	704 (4)	538 (3)	-166	-24%	

1. 労働者死傷病報告からの統計で、【】内は内数である。
 2. ()内は死亡災害で内数である。
 3. 対来年の統計は、年度末(3月末)で確定する。
 4. 新型コロナ関連の内数は、令和2年が10人、令和3年が60人、令和4年が445人である。
 5. 令和4年10月末の新型コロナ関連の内数は292人、令和5年10月末の新型コロナ関連の内数は88人である。

(4) 業務改善助成金の活用を

10月1日から千葉県最低賃金は1026円に引き上げられ、鉄鋼業(1096円)、電気機械器具製造業等(1055円)の特定最低賃金も12月25日から改定となります。事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)の引き上げを図る事業者には支給される「業務改善助成金」の活用、各種助成金申請、労務管理の相談支援などを無料で行う「千葉働き方改革推進支援センター」のご利用も可能ですので、賃金引き上げ、生産性向上に積極的にお取り組みいただくようお願いいたします。

千葉労働局ホームページ



(5) 速やかな労災保険の給付に向けて

労災の請求書には、事業場の労働保険番号等のほか、事業主の証明欄に所定事項の記入をお願いいたします。また、治療に関する請求書は、速やかに労災病院や労災保険指定医療機関に提出されるようご協力をお願いいたします。請求人となる被災労働者の置かれた状況にもご配慮いただき、迅速な給付決定に向け、ご協力をお願いいたします。

速やかな労災保険給付



(6) 労働条件明示のルールが変わります。

労働条件の明示事項のうち、就業場所・業務の変更の範囲、更新上限の有無と内容、無期転換申込機会、無期転換後の労働条件について、令和6年4月からは労働契約の締結・更新のタイミングで明示をする必要がありますので、準備をお願いいたします。

労働条件明示ルール

